

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を
改正する規則

第1条 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（条例第63条第10項の心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第5項、第11項又は第12項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第5項中「第16条」を「第16条第1項」に改め、「の保育士」の次に「（同条第2項、附則第11項又は第12項の規定により保育士とみなされる者及び同条第2項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第10項中「第16条本文」を「第16条第1項本文」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附則第11項及び第12項中「第16条」を「第16条第1項」に改める。

附則第13項中「第16条本文」を「第16条第1項本文」に、「児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者をいい」を「同条第2項」に改め、附則に次の1項を加える。

14 第16条第2項及び附則第5項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第2項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第2条 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年3月世田谷区規則第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「第16条の規

定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

- 3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第16条の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第16条の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。